

根室市子ども・子育て支援事業計画

平成27年 3月19日策定

平成30年 6月26日改訂

令和 元年11月22日改訂

根 室 市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2

第2章 根室市の現状

1 地域の現状	3
(1) 人口・少子化の現状	3
2 子育て家庭の現状	5
(1) 保護者の就労状況	5
(2) 家庭での子育て	6
(3) 子育て支援事業の利用	7
(4) 放課後教室や留守家庭児童会などの利用	9
3 子どもの現状	10
(1) 保育所（園）などの現状	10
(2) 留守家庭児童会などの登録状況	11
4 母子保健の現状	12
(1) 低出生体重児の状況	12
(2) 妊婦の喫煙・飲酒の状況	13
(3) 乳幼児健診の受診率の状況	13
(4) 幼児の虫歯、肥満、食習慣の状況	14

第3章 根室市におけるこれまでの取り組み

1 子育て支援策の現状	15
(1) 教育・保育・地域子育て支援	15
(2) 母子保健事業の状況	17
2 根室市次世代育成支援対策行動計画 （後期行動計画）の取り組みと評価	18

第4章 計画の基本理念と基本的な視点

1 基本理念	20
2 基本的な視点	20
(1) 子どもへの支援の視点	20
(2) 家庭への支援の視点	20
(3) 地域からの支援の視点	20
3 計画の体系図	21

第5章 施策の目標

施策の目標1 地域における子育て支援	22
【実施施策】	
(1) 子育て支援サービスの充実	22
(2) 保育サービスの充実	23
(3) 子育て支援ネットワークの充実	24
(4) 放課後教室等の児童の健全育成	24
(5) 少子化の動向に伴う保育所の適正配置	24
(6) 安心して子育てができる環境の整備	24
施策の目標2 母親と子どもの健康の確保・推進	25
【実施施策】	
(1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実	25
(2) 次世代の健康づくりに向けた支援の推進	26
施策の目標3 職業生活と家庭生活との両立の推進	27
【実施施策】	
(1) 男女共同参画での取り組み	27
(2) 仕事と子育ての両立の推進	27
施策の目標4 支援を必要とする児童への取り組みの推進	28
【実施施策】	
(1) 児童虐待防止対策の充実	28
(2) 母子家庭等の自立支援の推進	28
(3) 障がい児施策の充実	28

第6章 子ども・子育て支援法の規定による記載事項

1 教育・保育提供区域の設定	30
2 量の見込みと確保方策	30
(1) 特定教育・保育、特定地域型保育事業	30
(2) 地域子ども・子育て支援事業	32

第7章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携	36
2 計画の達成状況の点検・評価	36

<資料編>

根室市子ども・子育て会議条例	37
根室市子ども・子育て会議委員名簿	38
根室市子ども・子育て支援事業計画策定の経過	39

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

全国では、少子化・核家族化の進行や地域社会における繋がり希薄化が進み、家庭や地域における子育て機能が低下しており、さらには子育てに不安や孤立感を抱いている親の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

このことから、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、企業や地方公共団体が子育て支援などの対策について、今後10年を前期と後期に分け集約的・計画的に取り組むこととなり、本市においては「豊かな自然とあたたかい地域に見守られ、親と子が健やかで心豊かに育つまち」を基本理念とした「根室市次世代育成支援対策行動計画」を平成17年3月に前期計画（平成17年度から平成21年度）、平成22年3月に後期計画（平成22年度から平成26年度）を策定し、子育て支援などの対策を推進してきました。

しかし、人口減少社会が本格化するなか、大都市での保育における待機児童の問題や、増加する児童虐待の問題など、子どもを生き育てるためのサポートが強く求められており、国と地域を挙げて子育てを支援する、新しい支え合いの仕組みを構築し、総合的に推進することが必要となっています。

こうしたなか、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が公布され、平成27年度から5年を一期とする、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の供給体制の確保など、国の基本指針に基づき地域に即した「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化されました。

こうした状況を踏まえ、根室市の子どもたちが健やかに成長することができる環境の確保のため、新たな制度での子ども及びその保護者に必要な支援と質の高い幼児期の教育・保育の提供など、子ども・子育て支援を、より一層推進するため「根室市子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

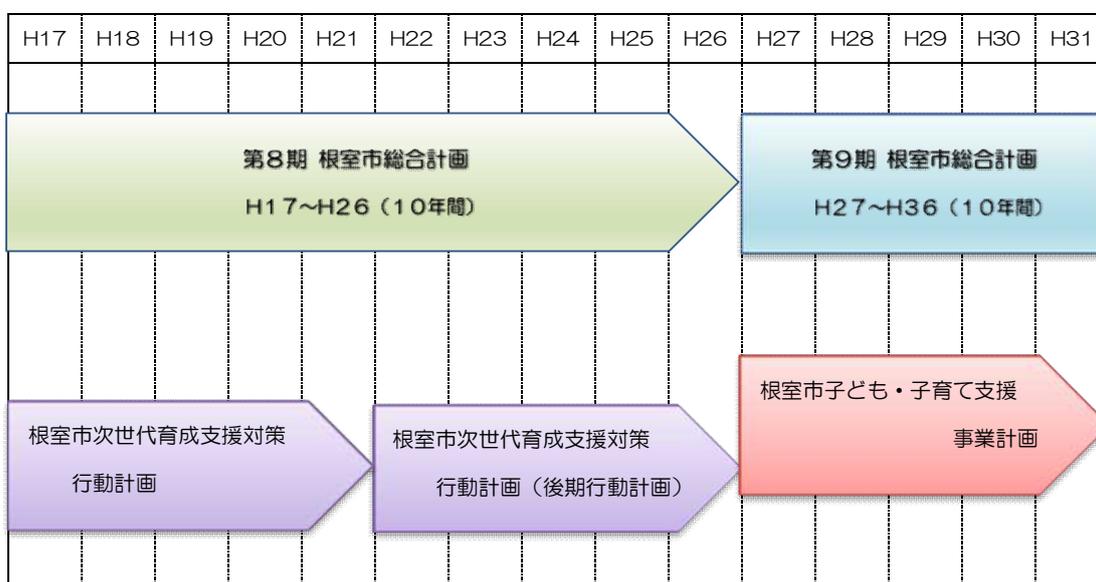
2 計画の位置付け

「根室市子ども・子育て支援事業計画」は、「根室市次世代育成支援対策行動計画（後期行動計画）」での関連・共通する施策の目標等について継続して取り組み、また母子保健分野も踏襲し、地域環境や多様化するニーズに即した地域子育て支援事業等を総合的かつ計画的に進めるため、子ども・子育て支援法第61条に定める市町村計画として位置付けます。

3 計画の期間

この計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

平成32年度以降は、国等の動向を踏まえ、対応することとします。



第2章 根室市の現状

1 地域の現状

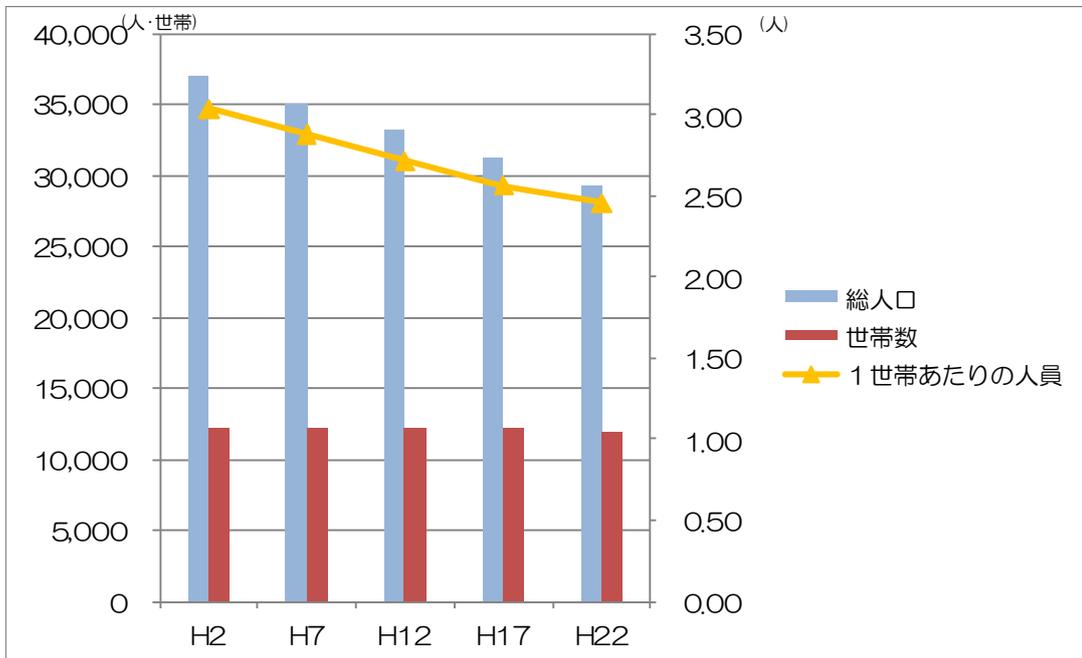
(1) 人口・少子化の現状

平成2年の根室市の人口は36,912人(12,168世帯)でありましたが年々減少し、20年後の平成22年の調査では29,201人(11,897世帯)とついに3万人を割っています。人口全体の減少率は20.9%となり、世帯数についても、1世帯あたりの人数が3.03人から2.45人と減少しており、過疎化とともに一人暮らしの高齢者が増えるなど核家族化が進んでいます。

■ 世帯数及び1世帯あたり人員の推移

(単位：人・世帯)

区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	36,912	34,934	33,150	31,202	29,201
世帯数	12,168	12,148	12,222	12,173	11,897
1世帯あたり的人员	3.03	2.88	2.71	2.56	2.45



※国勢調査資料

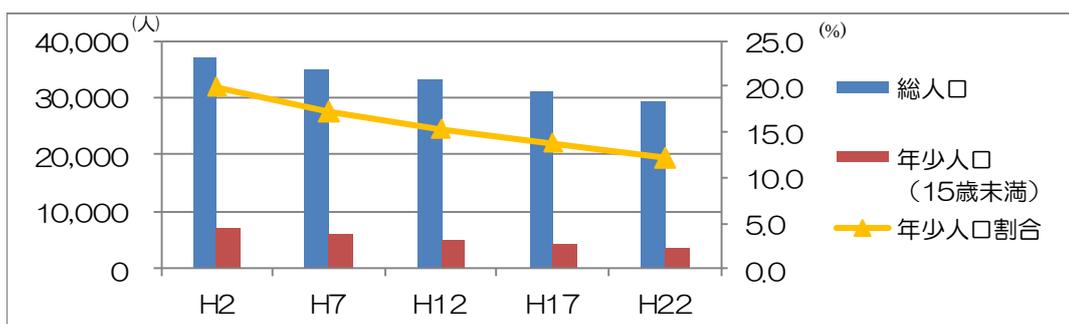
一方、年少人口（0～14歳）においても7,342人から3,565人となり減少率は51.4%と急激に少子化が進んでいます。この要因としては人口の減少とともに、出生数も減少し平成2年では445人でしたが、徐々に減少し、平成22年では176人となり、死亡数を下回る状況となっています。

このような子どもの減少は、地域活力の低下や労働力の低下、また、核家族化や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭の環境が変化することにより、出産や子育てに関する親の身体的・肉体的負担の増加が懸念されます。

■ 総人口と年少人口の推移

(単位：人・%)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	36,912	34,934	33,150	31,202	29,201
年少人口 (15歳未満)	7,342	6,023	5,080	4,310	3,565
年少人口割合	19.9	17.2	15.3	13.8	12.2

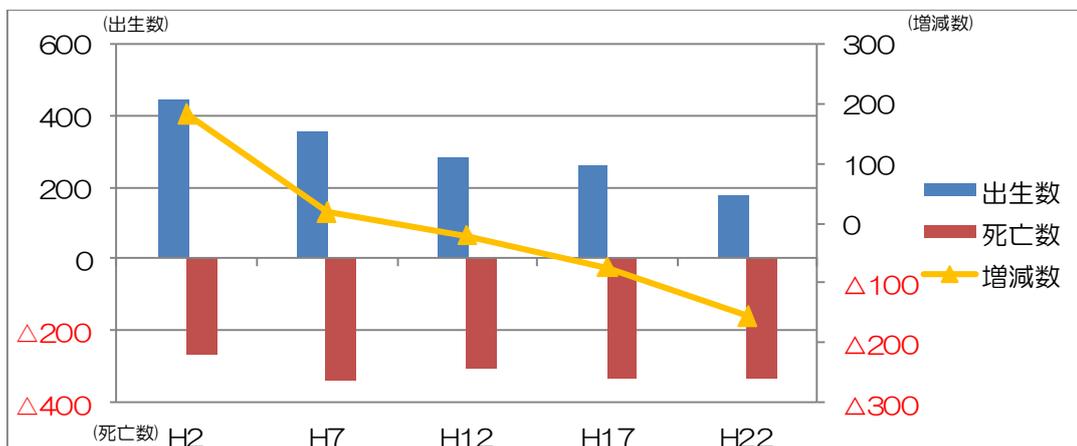


※国勢調査資料

■ 出生数・死亡数等の推移

(単位：人)

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
出生数	445	354	283	258	176
死亡数	263	335	303	332	331
増減数	182	19	-20	-74	-155



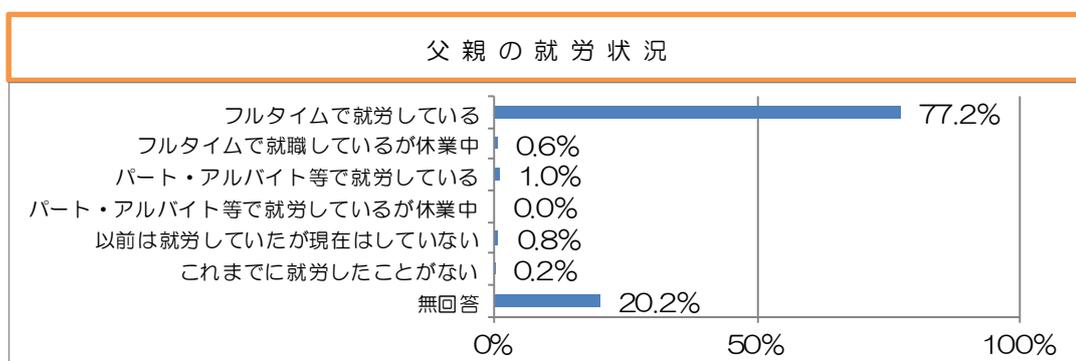
※市民環境課資料

2 子育て家庭の現状

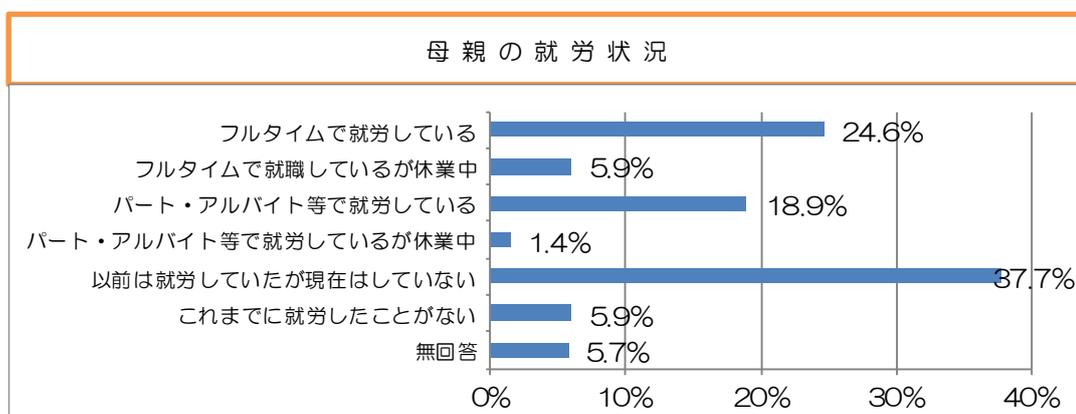
(1) 保護者の就労状況

平成22年の国勢調査によると、根室市の生産年齢人口は17,899人、就業者数は13,319人(74.41%)で、このうち女性の生産年齢人口は9,009人であり、就業者数は5,870人(65.16%)と女性の就業割合についても高いものとなっています。

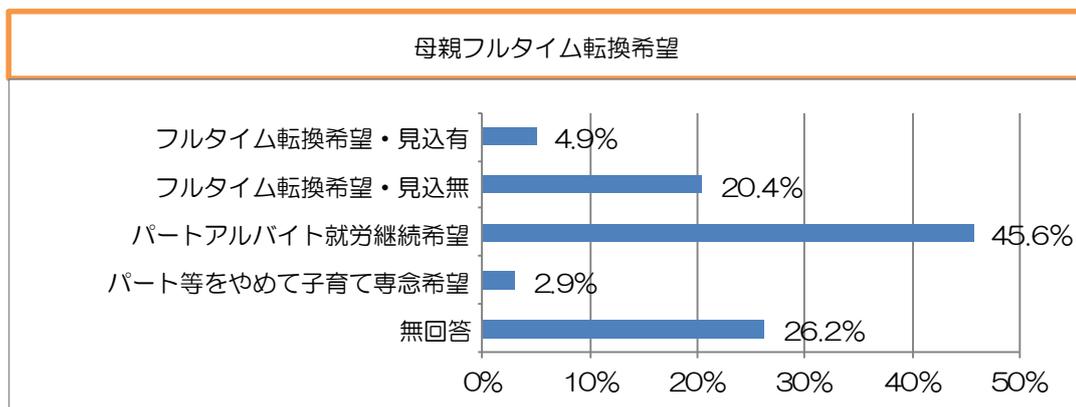
根室市子ども・子育て支援アンケート調査の回答においても、父親の77.2%が「フルタイム」で就労しており、母親は24.6%が「フルタイム」、18.9%が「パート・アルバイト等」の合計43.5%が就労しています。また、「パート・アルバイト等」と回答した母親のうち、就労継続希望が45.6%、「フルタイム」への転換希望が25.3%となっており、母親の就労志向が高いことがうかがえます。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料



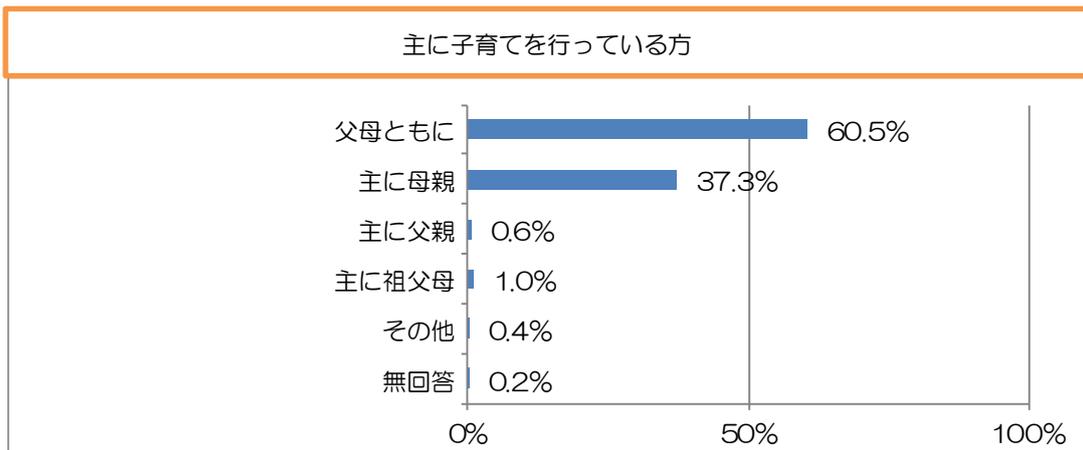
※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

(2) 家庭での子育て

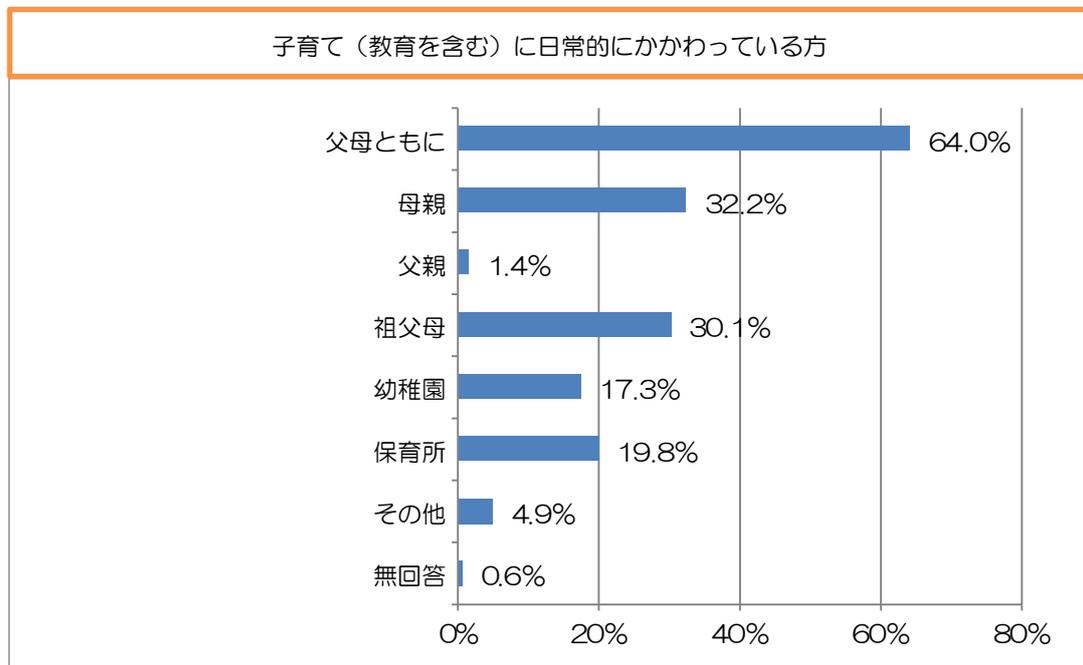
アンケート調査の回答では、「子育てを主に行っているのはどなたですか」との設問に対し、「父母ともに」が60.5%、「主に母親」が37.3%となっており、また、「お子さんの子育て（教育を含む）に日常的にかかわっている方はどなたですか」との設問に対し「父母ともに」が64.0%、「母親」が32.2%となっています。

この回答結果から、母親のほか、父親の子育てへの関わりも高くあらわれています。

また、「祖父母」の関わりも30.1%となっており、祖父母が同居または、市内に住んでいるなどの傾向がうかがえます。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料



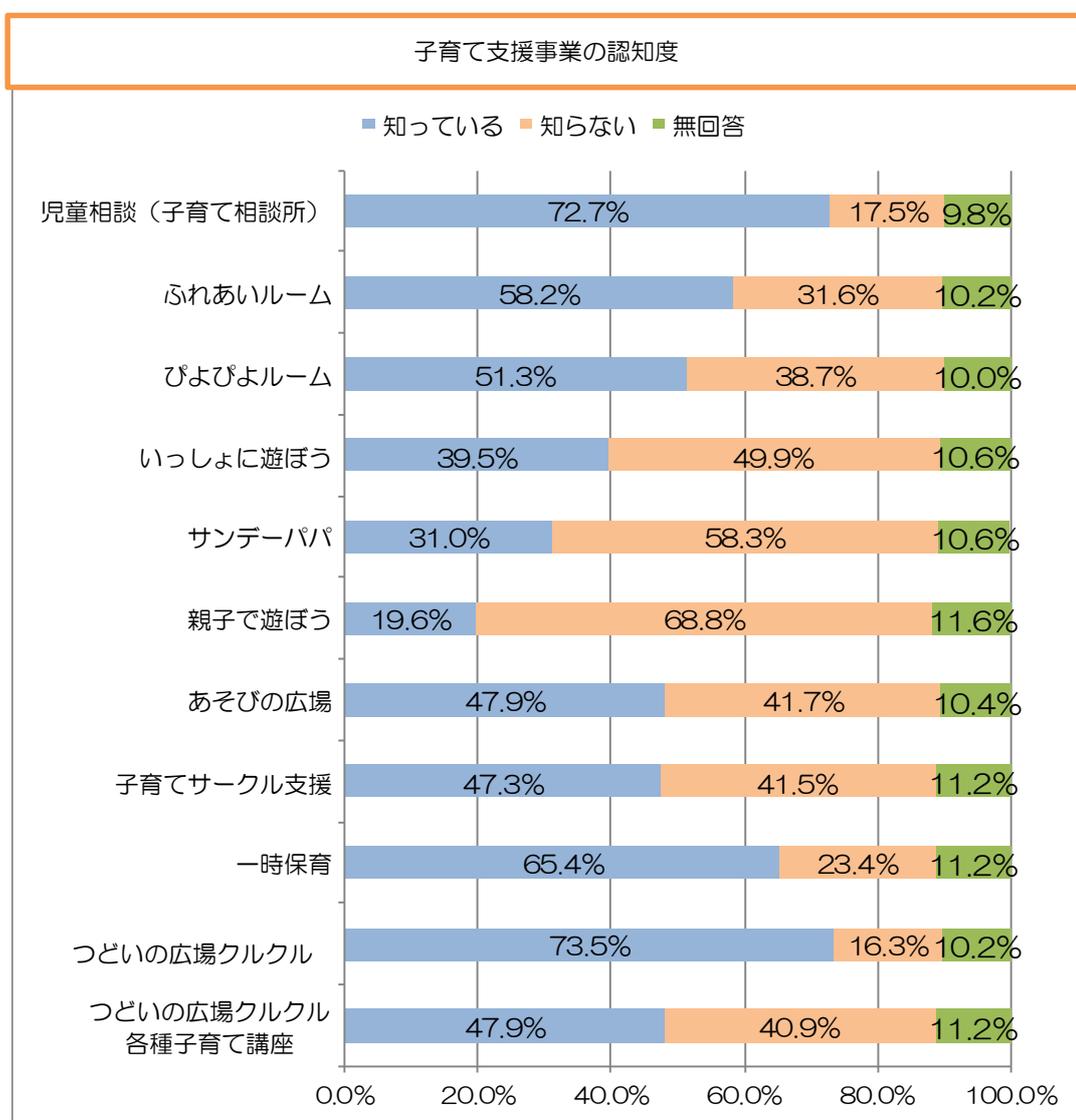
※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

(3) 子育て支援事業の利用

「子育て相談所ぶらんこ」や「つどいの広場クルクル」についてのアンケート調査の回答では、その認知度は、「子育て相談所」で72.7%、「つどいの広場クルクル」で73.5%と高い傾向ではあるものの、利用していると回答したのは12.0%、利用していないが今後利用したいとの回答は15.3%と低く、事業の周知方法の工夫や魅力ある取り組みが必要と考えられます。

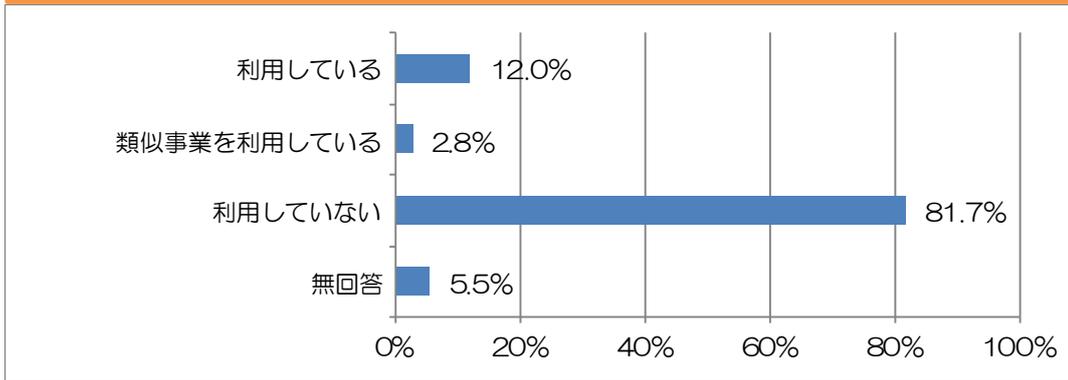
近年、子育て相談所では、障がいをもつお子さんの相談や、支援が必要な家庭の対応も増えてきており、関係機関とも連携した、適切なコーディネート機能の向上が必要となっています。

また、子育て支援の一つとして、市立まつもと保育所で実施している一時保育については、平成26年度より給食の提供を開始するなど、内容の充実を図っていますが、今後の利用数の動向やニーズへの対応など、利便性の向上について検討が必要です。



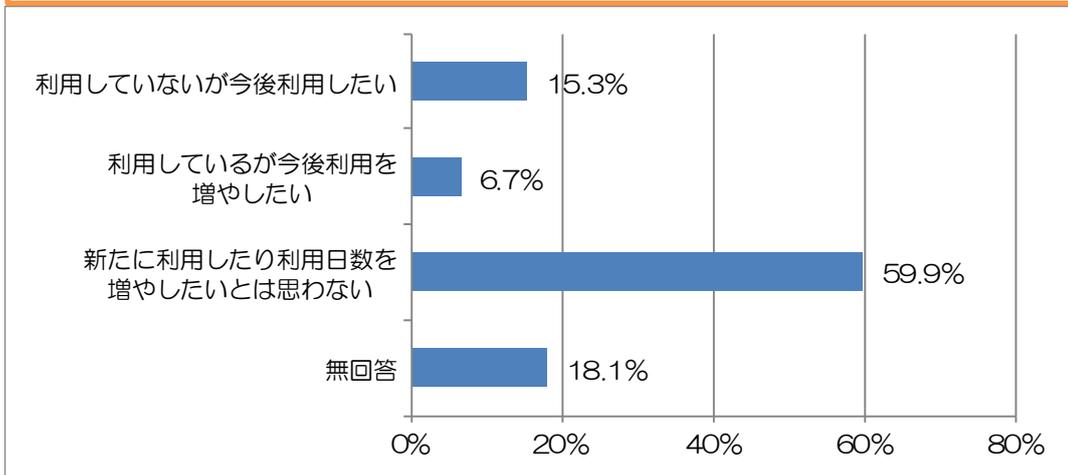
※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

「子育て相談所」や「つどいの広場クルクル」の利用について



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

今後の利用について

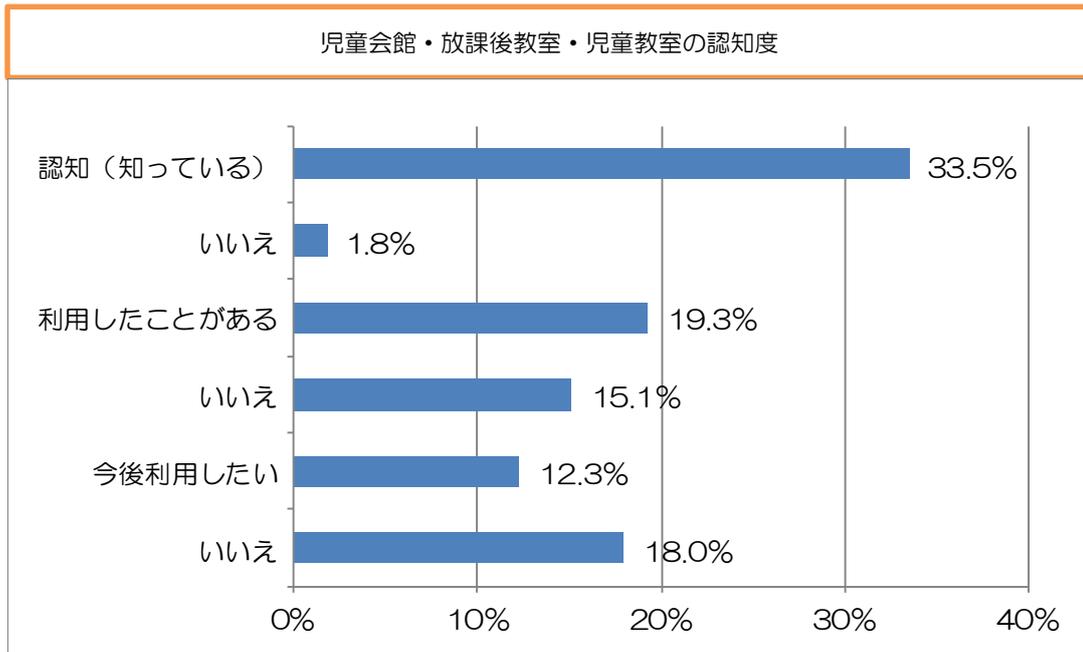


※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

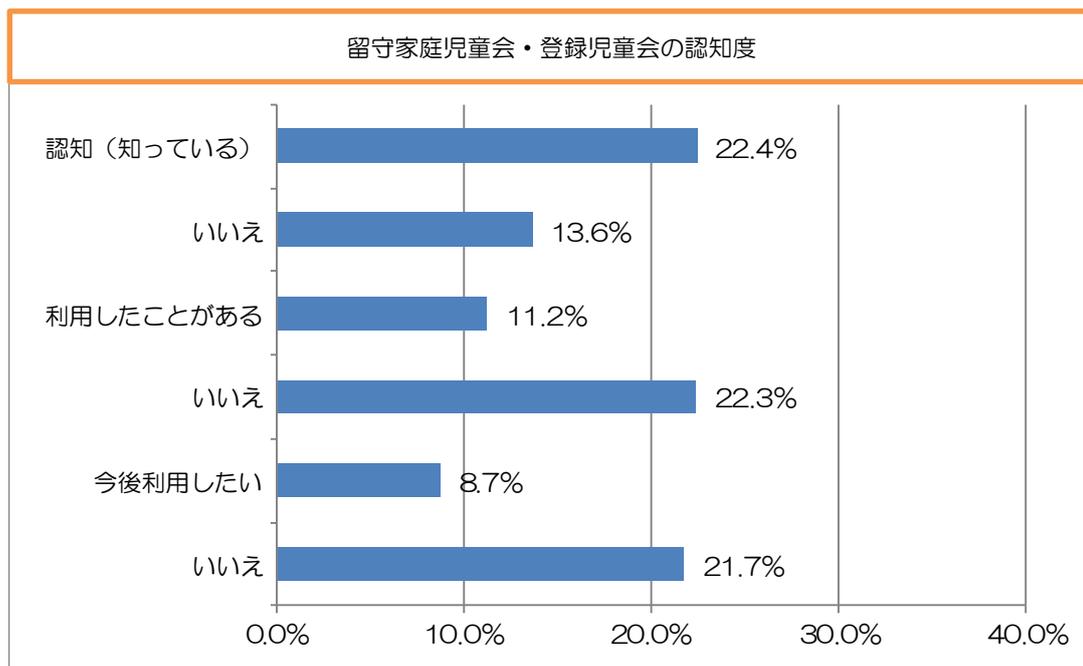
(4) 放課後教室や留守家庭児童会などの利用

アンケート調査の回答では、「放課後教室等」の認知度は33.5%、「留守家庭児童会や登録児童会」の認知度は22.4%と低く、「放課後教室等」を利用していると回答したのは19.3%、「留守家庭児童会や登録児童会」を利用していると回答したのは11.2%となっています。

今後、利用したいと回答したのは、「放課後教室等」では12.3%、「留守家庭児童会や登録児童会」では8.7%と低くなっており、周知方法や様々な体験学習などへの取り組みに努める必要があります。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料



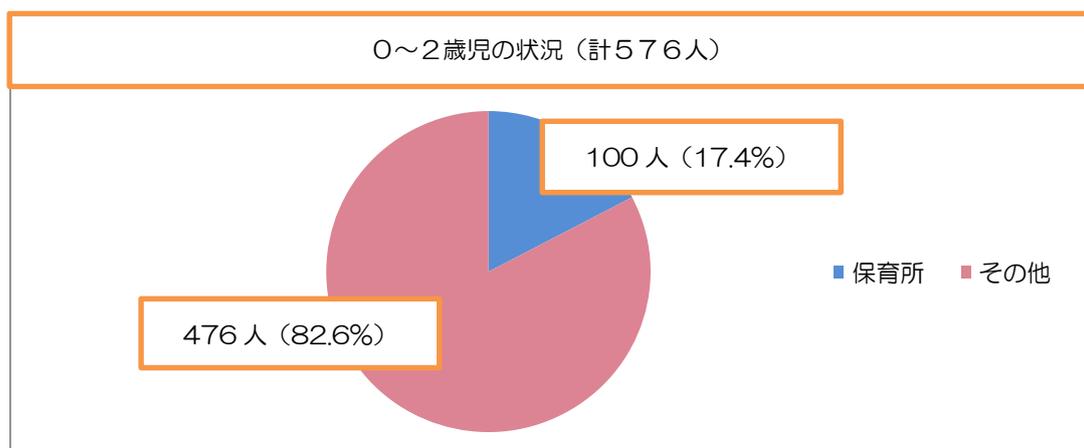
※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

3 子どもの現状

(1) 保育所（園）などの現状

当市においては、未就学の乳児や幼児が利用する施設として、市立常設保育所4カ所、市立へき地季節保育所2カ所、民間常設保育園1カ所、合計7カ所の保育施設があり、民間の幼稚園については3園が運営されています。

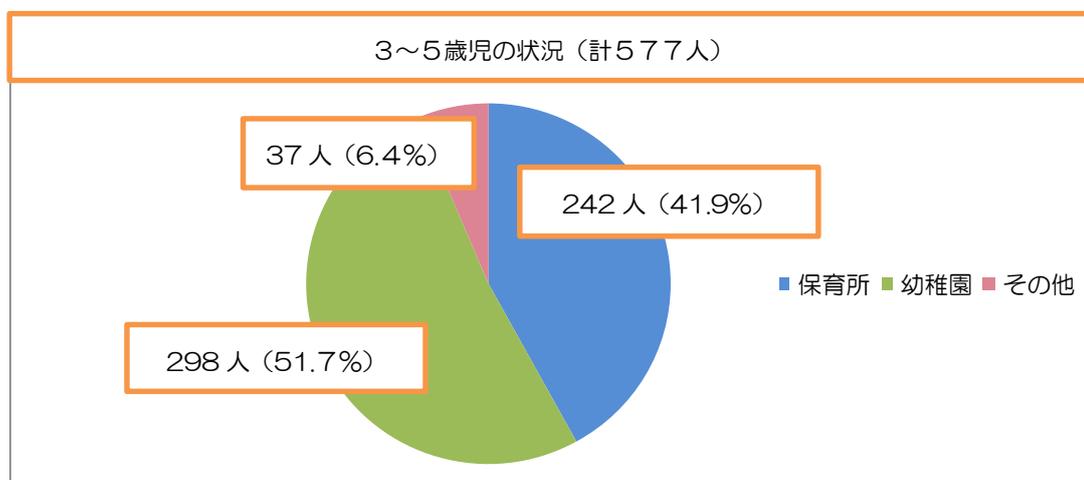
幼稚園、保育所（園）の利用状況は、少子化の影響から年々減少傾向にあり、平成26年5月現在、0～2歳児の人口576人のうち保育所（園）を利用している子どもは100人（17.4%）となっており、その他の子どもは476人（82.6%）となっています。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

一方3～5歳児の人口は577人で、このうち保育所（園）利用が242人（41.9%）、幼稚園利用が298人（51.7%）、その他は37人（6.4%）となっており、幼稚園に通う子どもが多い傾向にあります。

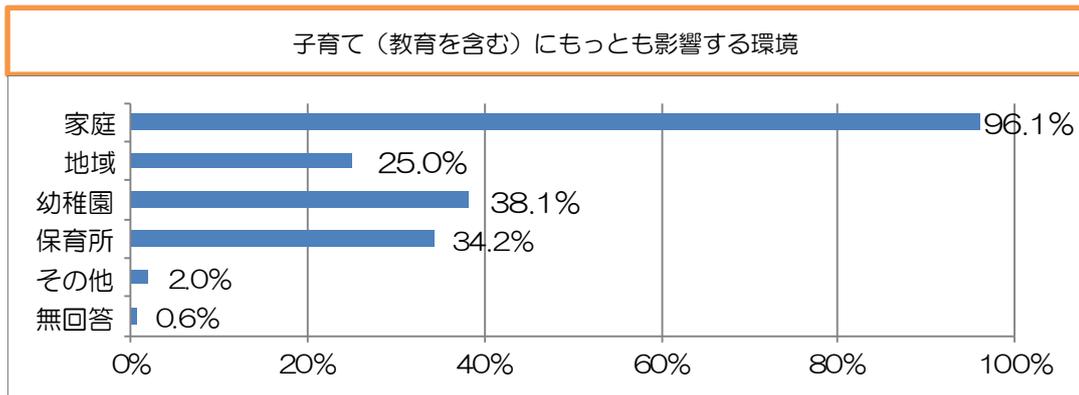
このような数値から、子どもが0～2歳の頃は自宅での子育てが多くを占め、3歳になる頃から、幼稚園、保育所（園）へ通う傾向が高くなっています。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

保育所（園）に通う児童の対応としては、アレルギーや障がいのある児童、支援が必要な家庭などが増えてきており、多様化するニーズへの適切な対応が必要となっています。

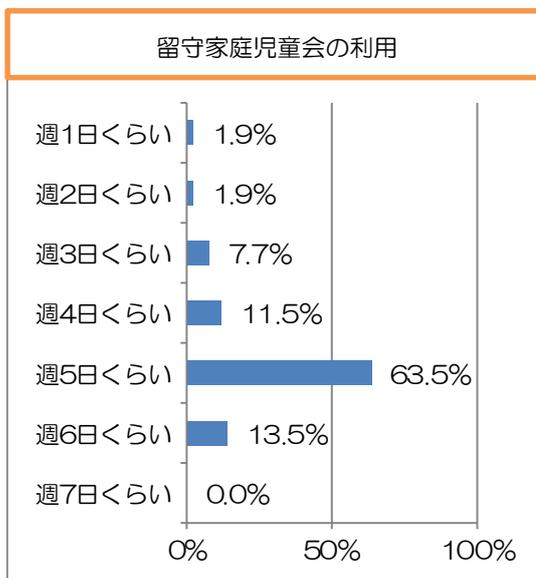
保育所（園）や幼稚園を利用する保護者の視点として、アンケート調査の回答から解ることは、「お子さんの子育て（教育含む）に、もっとも影響すると思われる環境全てに○をつけてください（複数回答）」との設問に対し、家庭が96.1%、幼稚園が38.1%、保育所が34.2%となっていることから保護者は、家庭はもちろんのこと、幼稚園や保育施設の環境を重視していることがわかります。



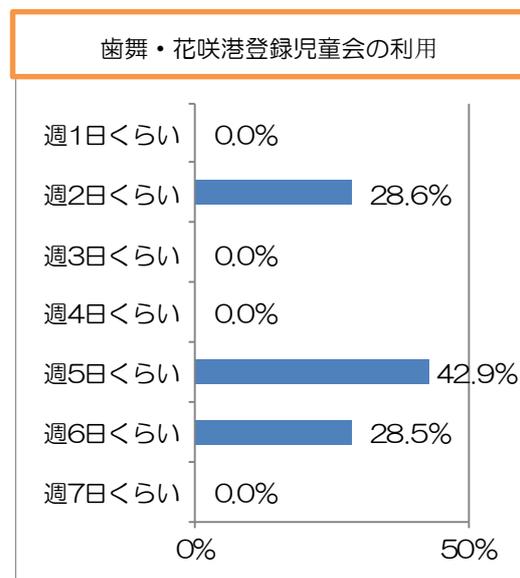
※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

(2) 留守家庭児童会などの登録状況

4つの留守家庭児童会（1年生から3年生）に登録し利用している児童は、平成26年5月現在180人、登録児童会に登録し利用している児童は52人となっており、アンケート調査の回答では、留守家庭児童会の利用日数は、週5日が最も多く63.5%、登録児童会の利用日数も週5日が最も多く42.9%となっており、登録している児童の多くは、毎日のように留守家庭児童会や登録児童会を利用していることがうかがえます。



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料



※根室市子ども・子育て支援アンケート資料

4 母子保健の現状

(1) 低出生体重児の状況

出生数中の低出生体重児の割合は増減を繰り返していますが、全道・全国と比べて高い傾向にあります。低体重の出生は、健康や心身の発達に影響が及ぶ事があり、親にとってもさまざまな不安や心配につながります。

妊娠・出産・育児期を通した、母子保健の知識の普及や関係機関との連携を通じた支援により、低出生体重での出生予防や出生後の支援の継続が必要です。

■ 低出生体重児の割合

(単位：出生千対)

区 分	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
根 室 市	113.0	122.5	75.9	78.7	124.4
北 海 道	98.4	95.6	91.4	98.0	96.8
全 国	96.5	95.8	96.0	96.2	95.5

(注) 出生千対＝出生児 1,000 人に対する低出生体重児の割合。

(年間低出生体重児数÷年間の出生数)×1,000

※釧路根室地域保健情報年報

■ 根室市出生数

(単位：人)

区 分	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
出 生 数	239	204	224	178	201

※釧路根室地域保健情報年報

■ 根室市の低出生体重児内訳

(単位：人)

区 分	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
1000g 未満	1	0	0	2	2
1000～ 1500g 未満	1	0	0	1	1
1500～ 2000g 未満	5	4	0	1	2
2000～ 2500g 未満	20	21	17	10	20
合 計	27	25	17	14	25

※釧路根室地域保健情報年報

(2) 妊婦の喫煙・飲酒の状況

根室市では、女性の喫煙率が高く、妊婦の喫煙率も全道・全国に比べ高い傾向にあります。妊婦・産婦とも1割程度が喫煙している状況です。

また、妊婦の飲酒率は減少傾向にあります。

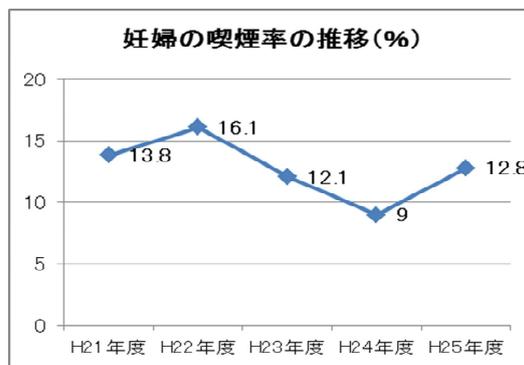
今後も、次世代の健康づくりと健全な育成のため、妊産婦や未成年者の喫煙・飲酒の害について、知識の普及・啓発に努める必要があります。

妊婦の喫煙率（全道・全国）

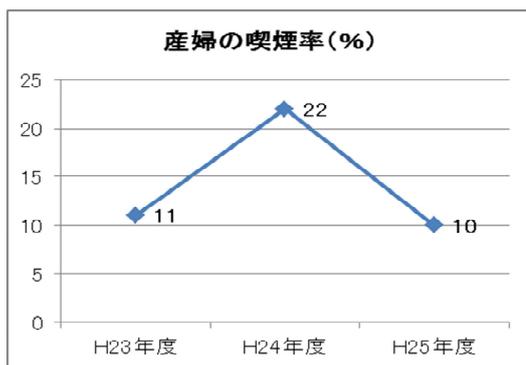
区分	全道	全国
平成2年度	—	5.6%
平成12年度	—	10.0%
平成22年度	10.1%	5.0%

※全国：乳幼児身体発育調査報告

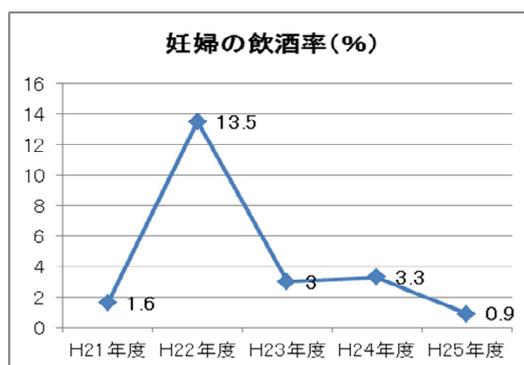
※全道：北海道母子保健報告システム



※根室市保健課統計資料



※根室市保健課統計資料（根室市4ヵ月健診）



※根室市保健課統計資料

(3) 乳幼児健診の受診率の状況

4ヵ月児健康診査、7ヵ月児健康相談、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査の受診率は95%前後で推移しており、未受診者については、家庭訪問や関係機関と連携した取り組みにより全ての乳幼児の状況を把握しています。

今後も、乳幼児健診を充実し、各年齢における子どもの成長・発達の確認、注意すべき病気や障がいの早期発見に努めるとともに、事故防止対策や保護者への育児支援の推進が必要です。

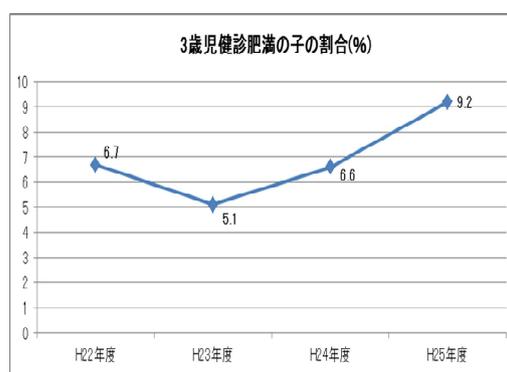
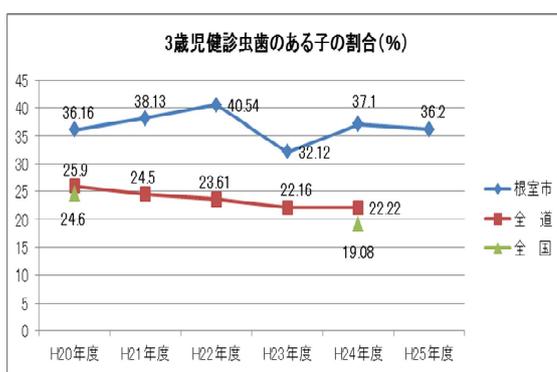
(4) 幼児の虫歯、肥満、食習慣の状況

3歳児健診では、虫歯のある子の割合は全道・全国よりかなり高い状態で推移しており、減少傾向もみられません。また、肥満の子の割合については、増加傾向にあります。

幼児の食事では、朝食の欠食率は3%前後で推移しています。3食摂取することは、幼児の成長発達や生活リズムを形成するうえで大切な事であり、欠食率減少への取り組みが必要です。また、間食については、おやつ決めの時間を決めていない家庭やお風呂上り（夜）に甘いものを摂取している家庭が半数程度となっており、このような習慣は、虫歯や肥満につながります。

根室市では、成人の肥満や高血圧・高血糖の有所見者が多くみられ、次世代の健全な食習慣等の生活習慣の形成が、地域の健康課題の解決にもつながります。

今後も、生活習慣の基礎づくりの推進に努めることが必要です。

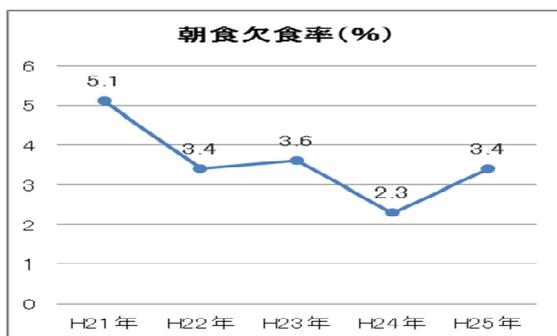


※根室市の数値：根室市3歳児健診統計

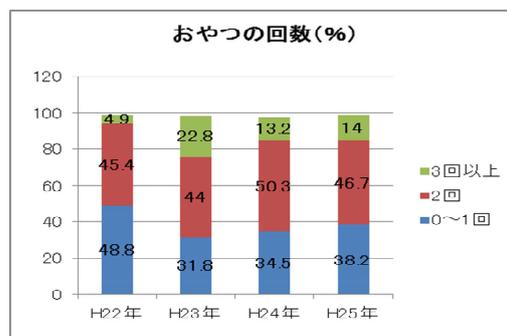
※全道・全国の数値：釧路根室地域年報

(H24年度は3歳児歯科健康診査実施状況/厚生労働省)

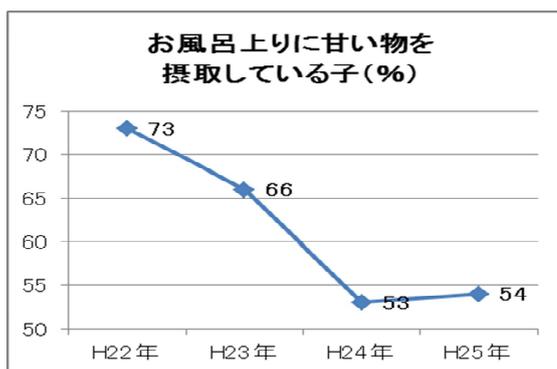
※根室市3歳児健診統計



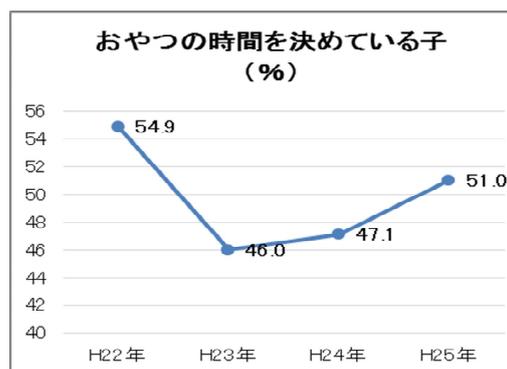
※根室市食育健康教育(保育所・幼稚園)アンケート



※根室市食育健康教育(保育所・幼稚園)アンケート



※根室市食育健康教育(保育所・幼稚園)アンケート



※根室市食育健康教育(保育所・幼稚園)アンケート

第3章 根室市におけるこれまでの取り組み

1 子育て支援策の現状

平成25年4月1日現在では常設保育所が5カ所で285人が入所、へき地季節保育所2カ所で33人が入所、私立幼稚園は平成25年5月1日現在では3カ所で304人が在籍しており、対象児童数も減少していることから市内において待機児童はありません。なお、幼児期は人格形成の基礎を培う大切な時期であることから、保育と質の高い教育の提供や幼・保・小の連携が必要です。

また、子育て相談所とつどいの広場「クルクル」を開設し、子育て親子の交流と育児に関する相談・情報提供や各種講座などを行っているほか、放課後教室等や小学校1年生から3年生を対象に留守家庭児童会と登録児童会を開設しています。

母子保健については、妊婦健康診査や乳幼児健診、各種予防接種などを行い、出産期から切れ目のない支援体制をつくっています。

(1) 教育・保育・地域子育て支援

① 教育・保育施設等の利用状況

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通常保育（常設）	6カ所 279人	6カ所 274人	6カ所 271人	5カ所 285人
へき地保育（季節）	2カ所 23人	2カ所 25人	2カ所 31人	2カ所 33人
延長保育	0カ所 0人	0カ所 0人	1カ所 885人	1カ所 616人
一時保育	0カ所 0人	1カ所 266人	1カ所 345人	1カ所 277人
子育て相談所	1カ所 1,018組 2,330人	1カ所 2,075組 4,770人	1カ所 1,970組 4,543人	1カ所 1,799組 4,152人
つどいの広場「クルクル」	1カ所 2,590組 5,835人	1カ所 2,479組 5,469人	1カ所 2,485組 5,754人	1カ所 2,608組 5,672人
児童デイサービスセンター ひだまり	1カ所 1,054人	1カ所 1,039人	1カ所 1,018人	1カ所 1,092人
放課後児童デイサービス くれよん(NPO法人運営)	—	—	—	1カ所 158人
私立幼稚園	3カ所 360人	3カ所 322人	3カ所 326人	3カ所 304人
留守家庭児童会	4カ所 26,478人	4カ所 29,800人	4カ所 30,474人	4カ所 30,839人
登録児童会	2カ所 2,475人	2カ所 3,286人	2カ所 3,818人	2カ所 6,478人

※ 常設、へき地保育所の人数は、4月1日現在、幼稚園の人数は、5月1日現在

※ その他については、年間の利用者（組）数または実施回数としています。

<参考>

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
公立小学校	12カ所 1,498人	12カ所 1,478人	12カ所 1,470人	12カ所 1,402人
公立中学校	7カ所 841人	7カ所 829人	7カ所 759人	7カ所 743人

※ 公立小中学校の人数については、5月1日現在

② 支援事業等の状況

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
こども医療費の助成	17,119件 34,314千円	21,514件 44,409千円	26,660件 52,227千円	26,651件 53,844千円
ブックスタート事業	12回 169組	12回 198組	12回 195組	12回 187組
乳児家庭全戸訪問事業	—	155件	167件	197件
親子で遊ぶ「ふれあいルーム」	470組 985人	637組 1,295人	723組 1,483人	955組 2,018人
育児相談 (子育て相談所)	244件	230件	192件	136件
育児相談 (クルクル)	119件	302件	188件	239件
育児相談 (7か月児健康相談)	176組 359人	186組 381人	200組 402人	187組 377人
あそびの広場	193組 422人	359組 808人	220組 490人	214組 460人
子育てサークル支援 (運動会・交流会)	81組 174人	100組 225人	48組 110人	60組 135人
子育てサークル支援 (活動活性化)	—	641組 1,363人	632組 1,434人	264組 580人
親子支援 (いっしょに遊ぼう)	72組 151人	88組 187人	104組 222人	95組 210人
親子支援 (お父さんとあそぼう)	12組 38人	10組 32人	10組 29人	6組 16人
親子支援 (親子であそぼう ／落石・厚床)	14組 34人	18組 48人	13組 33人	13組 35人
保育所開放事業	—	36組 91人	20組 46人	5組 10人
子育て講座(クルクル)	12回 133組 275人	12回 122組 242人	12回 155組 341人	12回 178組 357人

<子育てガイドブック>



～楽しい子育てを応援します～

子育てに関する色々な情報を掲載しています。

- * 子育てカレンダー
- * 妊婦さん、赤ちゃんの手続きや検診、相談窓口
- * 子育て支援施設・各種事業
- * 放課後教室、児童会館・教室
- * 子育てマップ(保育所・幼稚園、公園)など

◎ 希望の方は、子育て相談所(24-3482)まで問い合わせください。

(2) 母子保健事業の状況

区 分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	
妊娠届出状況（件）		221	198	212	201	
分娩入院に伴う交通費助成（件）		129	133	118	147	
妊婦健康診査（14枚） 超音波検査（6枚）	受診延数	2,177	2,378	2,120	2,339	
		815	744	1,073	1,182	
パパママ学級	対象数	87	102	74	83	
	受講数	40	45	28	30	
	父親参加数	26	32	22	29	
新ママ交流会	対象数	28	44	31	29	
	参加数	21	26	10	15	
4ヵ月児健康診査	対象数	174	218	188	202	
	受診数	167	211	181	192	
	受診率	96.0	96.8	96.3	95.0	
7ヵ月児健康相談	対象数	172	207	206	196	
	受相数	168	200	195	187	
	受相率	97.7	96.6	94.7	95.4	
1歳6ヵ月児健康診査	対象数	210	170	188	201	
	受診数	207	163	181	197	
	受診率	98.6	95.9	96.3	98.0	
3歳児健康診査	対象数	233	205	208	184	
	受診数	225	196	196	174	
	受診率	96.6	95.6	94.2	94.6	
乳幼児発達健診	実受診数	24	22	13	19	
	延受診数	33	37	31	29	
離乳食教室	対象数	73	90	69	79	
	参加数	52	60	36	49	
幼児フッ素塗布 （1歳6ヵ月児）	施設数	11	11	11	11	
	塗布者数	71	85	84	82	
幼児フッ素塗布 （2歳児）	施設数	11	11	11	11	
	塗布者数	71	62	47	65	
食育健康教育	保育所・幼稚園等での ペープサート劇	実施回数	13	11	11	10
	年長児対象の講座	実施回数	4	4	4	3
	小学校等での講座	実施回数	1	1	3	3
庁舎内相談・電話相談	庁舎内相談数	342	346	362	390	
	電話相談数	32	57	32	59	
訪問指導	妊婦	延人数	9	8	10	4
	産婦	延人数	143	171	177	214
	新生児及び乳児	延人数	163	197	191	255
	幼児	延人数	107	85	115	47

2 根室市次世代育成支援対策行動計画（後期行動計画）の取り組みと評価

根室市次世代育成支援対策行動計画（後期行動計画）は、基本理念に基づく「子どもへの支援の視点」など4点の基本的な視点及び「地域における子育て支援」など7項目の施策の目標を定め、次にその実施に向けて22項目の実施施策、さらには、具体的な109項目の個別事業を設け、取り組みを推進してきました。

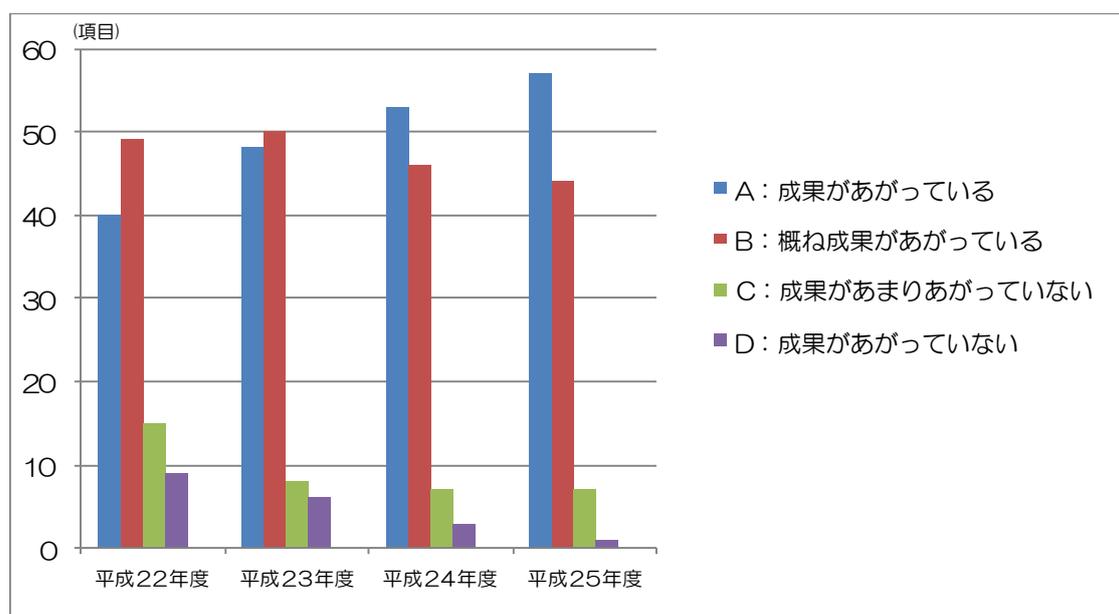
その取り組み状況と成果については、各担当課により評価を行い、以下のとおりとなっています。

平成25年度の成果評価は、AからDの4段階評価で、A「成果があがっている」は52.3%、B「概ね成果があがっている」は40.4%、C「成果があまりあがっていない」は6.4%、D「成果があがっていない」0.9%となっています。

なお、評価ではA及びBに該当する項目が92.7%を占めており、事業全体では概ね成果があがっていると考えられます。

■ 年度別根室市次世代育成支援対策行動計画（後期行動計画）担当課成果評価 (単位：項目)

評価 / 年度	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
A：成果があがっている	40	35.4%	48	42.9%	53	48.6%	57	52.3%
B：概ね成果があがっている	49	43.4%	50	44.6%	46	42.2%	44	40.4%
小計	89	78.8%	98	87.5%	99	90.8%	101	92.7%
C：成果があまりあがっていない	15	13.2%	8	7.1%	7	6.4%	7	6.4%
D：成果があがっていない	9	8.0%	6	5.4%	3	2.8%	1	0.9%
計	113	100%	112	100%	109	100%	109	100%



■平成25年度 根室市次世代育成支援対策行動計画（後期行動計画）の取り組み状況と成果

施策の目標	実施施策	推進事業	成 果			
			A	B	C	D
			あがっている	概ねあがっている	あまりあがっていない	あがっていない
1章 地域における子育て支援	1節 子育て支援サービスの充実	5	5			
	2節 保育サービスの充実	5	4	1		
	3節 子育て支援ネットワークづくり	4	2	2		
	4節 児童の健全育成	7	1	6		
	小 計	21	12	9	0	0
2章 母親と子どもの健康の確保・増進	1節 子どもや母親の健康確保	12	5	6		1
	2節 食育の推進	7		7		
	3節 思春期保健対策の充実	3		1	2	
	4節 小児医療の充実	3	3			
	小 計	25	8	14	2	1
3章 子どもの健やかな成長に役立つ教育環境の整備	1節 次代の親の育成	3	1	2		
	2節 子どもの育成に向けた学校教育環境等の整備	15	11	4		
	3節 家庭や地域の教育力の向上	8		8		
	4節 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	2	1	1		
	小 計	28	13	15	0	0
4章 子育てを支援する生活環境の整備	1節 良質な住宅の確保及び良好な居住環境の確保	1	1			
	2節 安全な道路交通環境の整備及び安心して外出できる環境整備	1	1			
	3節 安全・安心まちづくりの推進	5	3	2		
	小 計	7	5	2	0	0
5章 職業生活との両立の推進	1節 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	3			3	
	2節 仕事と子育ての両立の推進	1	1			
	小 計	4	1	0	3	0
6章 子ども等の安全の確保	1節 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	6	6			
	2節 子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進	2	2			
	小 計	8	8	0	0	0
7章 支援を必要とする児への取り組みの推進	1節 児童虐待防止対策の充実	4	3	1		
	2節 母子家庭等の自立支援の推進	3	3			
	3節 障がい児施策の充実	9	4	3	2	
	小 計	16	10	4	2	0
合 計		109	57	44	7	1

第4章 計画の基本理念と基本的な視点

根室市子ども・子育て支援事業計画は、急速な少子化の進行や家庭と地域を取り巻く環境の変化などに対応した子育て支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現のため、子ども・子育て関連3法の趣旨に基づき子育て支援を推進する。

1 基本理念

「豊かな自然とあたたかい地域に見守られ、親と子が健やかで心豊かに育つまち」

2 基本的な視点

(1) 子どもへの支援の視点

子どもは、将来にあらゆる可能性を秘め、次代を担う宝であるという認識のもと、家庭や地域など社会全体で子どもの幸せを第一に考え、子どもたちが健やかで安心して過ごせる環境づくりを推進し、子どもたちの権利が最大限に尊重される社会を目指します。

(2) 家庭への支援の視点

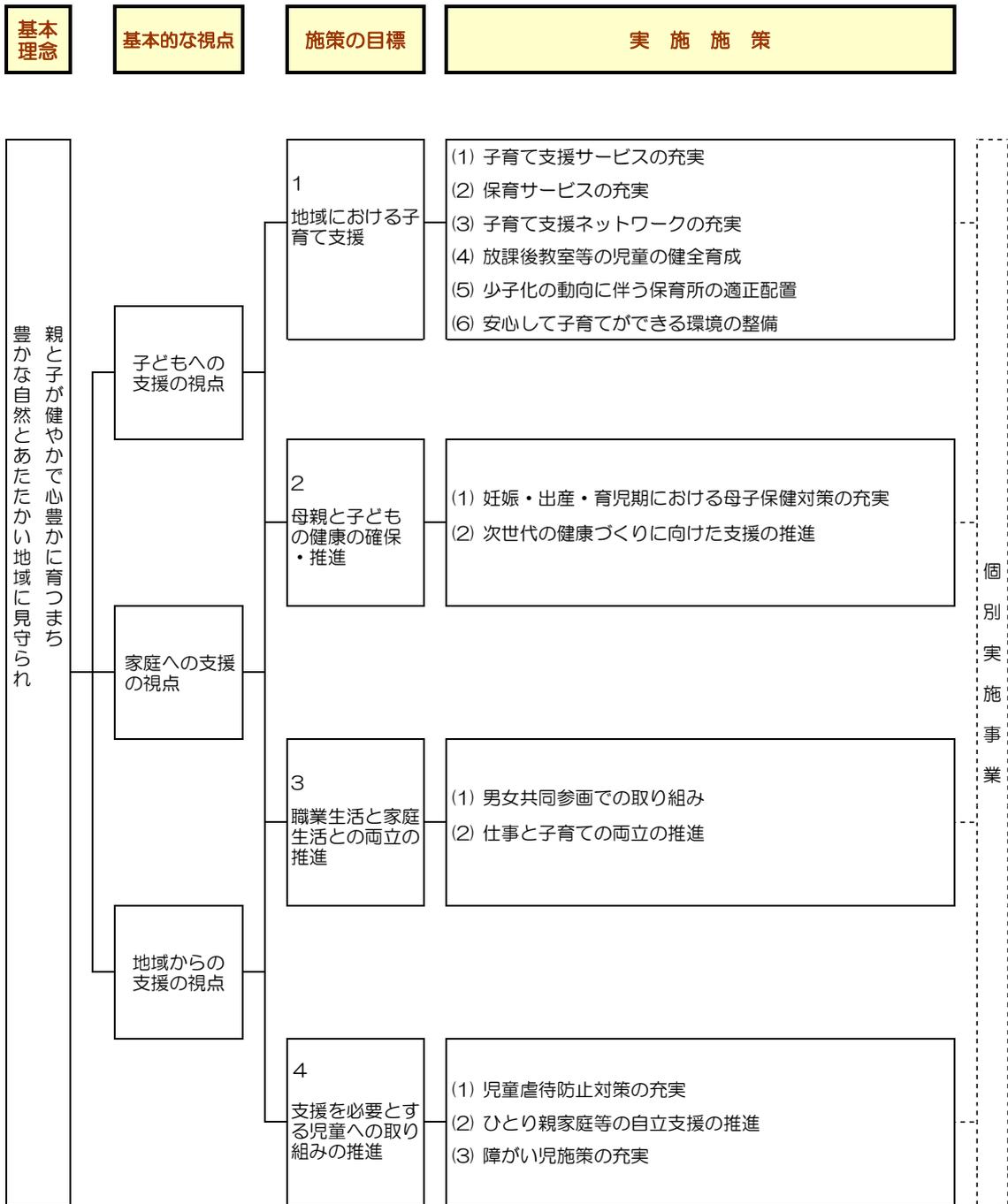
核家族化等による子育てに対する孤独感や、閉塞感をもたらす児童虐待等の問題を踏まえ、広くすべての子どもと家庭への支援という観点から、家庭における子育てへの不安や負担感の軽減を図る取り組みを推進し、子育てを通じた親育ちを応援します。

(3) 地域からの支援の視点

子育ての基本は家庭にあるという認識のもと、地域社会の重要な一員である子どもを心身ともに健やかに育むことが大切です。

このため、家庭だけでなく子供にかかわる関係者・地域・企業・行政などが連携し、子育てのために一体となって、それぞれの役割を果たしていく環境づくりを推進します。

3 計画の体系図



第5章 施策の目標

施策の目標 1 地域における子育て支援

安心して子育てができ、次代を担う子どもが健やかにのびのびと育つよう、保育や子育て支援サービスの充実と子育て世帯への経済的負担の軽減など、より良い子育ての環境づくりを推進します。

【実施施策】

(1) 子育て支援サービスの充実

No.	施策	内容	担当
1	子育て相談所の充実	子育てに関する様々な相談への対応と各種の子育て講座、親子で参加できる行事や子育てガイドブックによる情報提供など、子育て支援の充実を図ります。	こども子育て課
2	地域の子育て支援の充実	子育て親子の交流、集いの場所の提供や各種講習会、関連情報の提供など、つどいの広場「クルクル」の利用促進等をはじめ、地域の子育てに関わる各種支援事業の検討と充実を図ります。	こども子育て課 保健課 公民館
3	子育てサークルの支援の推進	子育てサークル活動の場所の提供やリーダー育成と関連事業への参加促進、情報提供などを図り支援を推進します。	こども子育て課
4	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）の充実	生後4ヶ月までの乳児のいる家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」（乳児家庭全戸訪問事業）を通じて、保護者の育児不安への対応や、子育てに関する情報提供等を行っています。 今後においても、訪問家庭に対しきめ細かく対応し充実を図ります。	こども子育て課 保健課
5	子育て世帯の経済的負担の軽減	多子世帯の保育料や学校給食費・幼稚園就園奨励費補助や、また、義務教育における就学援助など、経済的負担の軽減を図ります。 また、子育て世帯での紙おむつの無料収集を継続し、費用負担の軽減を図ります。	こども子育て課 教育総務課 市民環境課
6	各種子育て支援事業の検討	子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）、病児病後児保育等について、今後もニーズ把握に努め検討します。	こども子育て課 総合政策室

(2) 保育サービスの充実

No.	施策	内容	担当
1	保育の資質向上	保育の対応として、アレルギーや障がいのある児童などの対応が増えてきており、多様化するニーズへの対応と、良質な保育の提供のため、各種研修への参加等、職員の資質向上に努めます。	こども子育て課
2	延長保育の充実	保護者の就労形態の多様化に対応するため、民間保育園と協調して延長保育を継続するとともに、今後も利用者のニーズ把握に努め、市立保育所での実施の検討等、充実を図ります。	こども子育て課
3	一時保育の充実	保護者の一時的な保育に対応する一時保育については、市立まつもと保育所で実施しており、今後も利用者のニーズ把握に努め、他の保育所での実施の検討等、充実を図ります。	こども子育て課
4	保育所利用家庭への支援の充実	保育所を利用する障がいのある子どもなど、支援が必要な家庭への対応のため、育ちと学びの相談室「りんくす」等、関係機関と連携し対応の充実を図ります。	こども子育て課 社会福祉課 教育総務課
5	障がい児保育の充実	障がい児保育は、市立保育所及び民間保育園で取り組んでいますが、今後も職員の専門研修の受講や関係機関との連携を強化し、充実を図ります。	こども子育て課 社会福祉課
6	保育サービスの検討と施設環境の充実	休日・夜間保育など、保育ニーズに対応した新たなサービスの検討を進めるとともに、保育施設の積極的な整備に努め保育環境の充実を図ります。	こども子育て課
7	新制度における保育ニーズへの対応	産前・産後休暇や育児休業終了後における保育など、新制度における保育が必要とされる事由に対し、情報提供や相談などを行い、保育サービスが円滑に利用できるよう対応に努めます。	こども子育て課
8	教育・保育の一体的提供と連携	民間幼稚園等の認定こども園への移行など、運営法人の意向に基づき、連携して取り組みを進めると共に、教育・保育提供や地域型保育事業を促進するため、幼稚園、保育園等への情報提供や利用者ニーズの把握など、新制度を推進します。	こども子育て課

(3) 子育て支援ネットワークの充実

No.	施 策	内 容	担 当
1	子育て支援ネットワークの充実	教育・保育、地域子育て支援に関わる機関・団体が、支援の必要な家庭への早期相談など迅速な対応に努めると共に、関係機関や団体間での課題の把握と情報提供・共有などを行い、相談・支援体制の充実を図ります。	総合政策室 こども子育て課 社会福祉課 保健課 教育総務課 社会教育課

(4) 放課後教室等の児童の健全育成

No.	施 策	内 容	担 当
1	留守家庭児童会や登録児童会の充実	保護者の就労や疾病、介護等により昼間家庭での養育を受けることができない子どもたちの健全育成のため、放課後等に適切な遊びや生活の場などの充実を図ります。	社会教育課
2	放課後教室等や児童教室の充実	全ての児童を対象として、安心・安全な子どもの居場所づくりや、地域の方々の参加協力を得て、様々な体験活動や交流活動等、取り組みの充実を図ります。	社会教育課

(5) 少子化の動向に伴う保育所の適正配置

No.	施 策	内 容	担 当
1	保育所の適正配置等の検討	今後の少子化の動向に対応した、適正な配置について、公設、民設を問わず老朽化する施設への対応等、総合的に検討する必要がある、市全体の保育環境の充実を目指し、民間保育園と協調・協力し保育施設の適正配置について取り組みを進めます。 また、へき地季節保育所について、開所期間等も含めた保育所のあり方を検討します。	こども子育て課

(6) 安心して子育てができる環境の整備

No.	施 策	内 容	担 当
1	子育てがしやすい環境の充実	妊産婦や子育て世代などの方々が安心して外出できる環境を整備するほか、公園等の遊具の更新や屋内における遊び場の検討など屋内外で安心して遊ぶことができる環境の充実を図ります。	総合政策室 こども子育て課 都市整備課

施策の目標 2 母親と子どもの健康の確保・推進

母子保健は、生涯を通じた健康の出発点です。妊娠・出産・子育てが安全で快適にできるよう継続的な相談・指導体制の充実など、母子保健対策を推進するとともに、安心して子どもを生み、子どもたちが健康で暮らせる環境づくりに努めます。

また、関係機関との連携による次世代の健康づくりの推進に努めます。

【実施施策】

(1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実

No.	施策	内容	担当
1	母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票等の交付	妊娠届出のあった妊婦に、母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票・超音波検査受診票を交付し、妊婦の健康保持・増進に努めます。	保健課
2	パパママ学級、新ママ交流会の実施	パパママ学級において、妊娠・分娩・育児に対する不安の解消や、正しい知識の普及に取り組めます。また、パパママ学級の同窓生や現受講生との交流事業の充実に努めます。	保健課 公民館
3	母子保健相談及び訪問指導の実施	保健師、栄養士などによる、妊娠・育児中の様々な相談に応じ、不安の解消に努めます。また、必要に応じた妊産婦・新生児・乳幼児・未熟児などへの訪問指導を行います。	保健課 こども子育て課
4	乳幼児健康診査等の実施	4ヵ月児健康診査、7ヵ月児健康相談、1歳6ヵ月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、疾病や心身障害の早期発見に努めるとともに、育児知識の普及や育児支援を推進します。また、乳幼児発達健診を実施し、関係機関との連携等による、早期療育の推進に努めます。	保健課
5	妊婦・乳幼児の栄養指導の実施	栄養指導は、母体や胎児、乳幼児期の健康と食習慣形成の上で重要です。パパママ学級、乳幼児健診、離乳食教室、各種相談等を通じて、個人の状況に応じた指導の充実に努めます。	保健課
6	幼児歯科健診、フッ素塗布等の実施	幼児歯科健診等を通じ、親と子の歯の健康や、むし歯予防の啓発に努めます。また、フッ素塗布を受けやすい環境づくりを推進し、関係団体・関係機関との連携による、フッ素・フッ化物の効果についての情報提供など、新たなむし歯予防対策を検討します。	保健課 こども子育て課 教育総務課

No.	施 策	内 容	担 当
7	予防接種の実施	乳幼児の感染症予防のために予防接種を実施し、適切な接種の重要性について、指導・啓発に努めます。また、先天性風しん症候群を防ぐため、大人の風しん予防接種費用の一部を助成します。	保健課
8	こども医療費助成の推進	乳幼児をはじめ子どもの健康保持・増進を図るため、医療費助成を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。	保健課
9	特定不妊治療費助成等の実施	不妊治療などに伴う経済的負担の軽減を図るため、治療費のほか交通費・宿泊費の一部を助成し、子どもを生き育てるための支援充実に努めます。	保健課
10	出産支援事業の実施	市内で出産ができないことによる措置として、市外医療機関での出産に伴う経済的負担の軽減を図るなど、安心して出産ができる環境づくりに努めます。	保健課

(2) 次世代の健康づくりに向けた支援の推進

No.	施 策	内 容	担 当
1	次世代の健康づくりの推進	次世代の健全な生活習慣形成のため関係機関と連携し、食育健康教育や歯科保健、喫煙や飲酒防止等の知識の普及を推進し、生活習慣の基礎づくりに努めます。	保健課 こども子育て課 教育総務課
2	給食による食育教育の実施	児童生徒に対して食育教育を行い、食を選択する力を育みます。	教育総務課
3	性の正しい知識の普及や喫煙・薬物乱用防止などの健康教育の推進	義務教育における児童生徒の心身の発達等、健康で安全な生活を送るための基礎を育成するため、喫煙・薬物乱用防止教育を、保健や道徳などの時間で、警察などの関係機関と連携して実施するとともに、保護者への啓発に努めます。	教育総務課

施策の目標 3 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育て家庭が働きながら安心して子育てができるよう、事業者・家庭・地域などのさまざまな分野が連携して支援するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

【実施施策】

(1) 男女共同参画での取り組み

No.	施策	内容	担当
1	男女共同参画の意識啓発	男女の性別による固定的な役割分担の意識を見直し、男女共同参画の意識の浸透及び、男性の育児等の積極的な参画を図るため学習機会や啓発に努めます。	総合政策室 商工観光課 社会教育課 公民館
2	キャリア教育の充実	義務教育における職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育を行うため、関係機関と連携しキャリア教育の充実を図ります。	教育総務課
3	ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発	男女ともに仕事と、家庭生活・地域生活などの調和がとれた生活が実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの考え方の啓発に努めます。	総合政策室 商工観光課

(2) 仕事と子育ての両立の推進

No.	施策	内容	担当
1	女性の就労促進と就労環境の改善促進	女性の就労促進に向けた知識や技能・資格の取得を支援するとともに、事業主や労働者に対し、育児サービスや介護休業法の情報を提供するなど、就労環境の改善を促進します。	商工観光課 総合政策室

施策の目標 4 支援を必要とする児童への取り組みの推進

子どもが健やかに成長できるように、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭等の自立支援、障がい児施策の充実などを図り、関係機関と連携し支援を必要とする児童及び家庭が安心して生活できる環境づくりを推進します。

【実施施策】

(1) 児童虐待防止対策の充実

No.	施策	内容	担当
1	児童の健全な育成環境の推進	保育所や幼稚園、学校、地域と連携・協力し、児童虐待の早期発見に努めるとともに、児童相談所、警察等の関係機関と市（福祉・保健・教育部門）が緊密に連携し、児童虐待の予防・未然防止を図り、児童の健全な育成環境の構築と保護者への支援を推進します。	こども子育て課 児童相談室 社会福祉課 保健課 教育総務課 社会教育課
2	養育支援訪問事業の検討	養育支援訪問事業の実施は、現在ありませんが、以前より育児ストレス、産後うつなどの支援が必要な家庭に対して、保健師が訪問し指導助言を行っているところであり、今後、ニーズの動向により事業化を検討します。	こども子育て課 保健課

(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	施策	内容	担当
1	経済的助成及び自立支援の推進	ひとり親等における児童扶養手当の支給や医療費助成、また、就労に向けた訓練給付金の支給など、経済的負担の軽減を図るとともに、家庭相談員を配置し、世帯の困りごとや悩みに対する助言を行い、不安を解消するなど、対象世帯への支援を推進します。	こども子育て課 児童相談室

(3) 障がい児施策の充実

No.	施策	内容	担当
1	障がい児と家族への相談支援の充実	障がいを持つ児童が安心して社会参加や日常生活を営むことができるよう、各種制度の利用促進や相談支援の充実に努めます。 また、必要に応じて臨床心理士や言語聴覚士、作業療法士などの専門職による指導・助言などを行い、児童と家庭の福祉の向上を推進します。	こども子育て課 社会福祉課

No.	施 策	内 容	担 当
2	特別支援教育の充実	保健・福祉・教育が連携し、個々のニーズに応じた、早期から一貫した支援を行うため「根室市個別の教育支援計画」の普及促進を図ります。	教育総務課 こども子育て課 社会福祉課 保健課
3	子育て相談所における家庭への支援	子育て相談所と関係機関・団体等が連携強化を図り、支援の必要な家庭における様々なケースへの適切なコーディネートを行うなど、障がいを持つ児童の家庭への支援を図ります。	こども子育て課

第6章 子ども・子育て支援法の規定による記載事項

必須記載事項（法第61条第2項第1号2号3号）

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件など総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

根室市には、教育・保育を提供する施設として、市立常設保育所4カ所、私立保育園1カ所、市立へき地季節保育所2カ所、私立幼稚園が3カ所のほか、子育て相談所などがあり、利用者の居住地区に関係なく希望や選択を行ない、施設を利用している状況となっています。

教育・保育提供区域については、施設などの利用に関し保護者の居住場所や送迎経路など、その事情に応じた柔軟な対応が求められることから、根室市全体をひとつの区域として設定します。

2 量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援法では、市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に、特定教育・保育、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みと確保方策を盛り込むことが義務付けられています。

根室市における、各事業の量の見込みと確保方策については、以下のとおりです。

(1) 特定教育・保育、特定地域型保育事業

【量の見込み】

(単位：人)

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定		307	280	280	268	254
2号認定		236	250	250	241	231
3号認定	(1・2歳)	106	102	98	94	91
	(0歳)	29	28	27	26	25
①量の見込み合計		678	660	655	629	601

【確保の内容】

(単位：人)

区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
特定教育・ 保育施設	認定こども園	1号認定		90	90	90	90
		2号認定		30	30	30	30
		3号認定	(1・2歳)				
	(0歳)						
	幼稚園(1号認定)			120	120	195	195
	保育所	2号認定	251	251	271	271	271
		3号認定	(1・2歳)	108	108	121	121
(0歳)			31	31	28	28	
制度移行しない幼稚園(私学助成)			405	75	75		
特定地域型保育事業	小規模 保育	3号認定	(1・2歳)				
			(0歳)				
	家庭的 保育	3号認定	(1・2歳)				
			(0歳)				
	居宅訪問 型保育	3号認定	(1・2歳)				
			(0歳)				
	事業所内 保育	3号認定	(1・2歳)				
			(0歳)				
認可外 保育施設	2号認定		80	80	80	60	60
	3号認定	(1・2歳)	25	20	20	20	20
		(0歳)	25	20	20	20	20
②確保の内容合計	1号認定		405	285	285	285	285
	2号認定		331	361	381	361	361
	3号認定	(1・2歳)	133	128	141	141	141
		(0歳)	56	51	48	48	48
	合 計			925	825	855	835

【不足数(①-②)】

(単位：人)

区 分			平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
不足数	1号認定		-98	-5	-5	-17	-31
	2号認定		-95	-131	-131	-120	-130
	3号認定	(1・2歳)	-27	-26	-43	-47	-50
		(0歳)	-27	-23	-21	-22	-23
	合 計			-247	-165	-200	-206

【確保方策】

<p>計画期間中の量の見込みは、各私立幼稚園の定員数、市内保育施設の受入定員及び認可外保育施設の受入定員で、確保が可能です。</p> <p><1号認定></p> <p>幼児期の教育を必要とする子ども（満3歳以上児の幼稚園または認定こども園の幼稚園機能を利用） （量の見込みは、3～5歳人口推計から幼稚園入園者数を推計）</p> <p><2号認定></p> <p>幼児期の保育を必要とする子ども（満3歳以上児の保育所または認定こども園の保育機能を利用） （量の見込みは、3～5歳人口推計から保育所入所者数を推計）</p> <p><3号認定></p> <p>幼児期の保育を必要とする子ども（満3歳未満児の保育所または認定こども園の保育機能の利用） （量の見込みは、0～2歳人口推計から、保育所入所者数を推計）</p>
--

(2) 地域子ども・子育て支援事業

■ 利用者支援事業

(単位：力所)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	2	2	2	2	2
② 確保内容	2	2	2	2	2
不足数(①－②)	0	0	0	0	0
確保方策	<p>保護者の相談や情報提供、保育所（園）の入所に関しては、子育て相談所と市こども子育て課の2カ所に対応しています。</p> <p>利用者支援事業としての実施予定はありませんが、今後、ニーズ把握に努め検討するものです。</p>				

■ 地域子育て支援拠点事業（子育て相談所・つどいの広場）

(単位：人)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み(月・延)	417	402	396	379	364
② 確保内容(月・延)	485	485	485	485	485
不足数(①－②)	-68	-83	-89	-106	-121
確保方策	<p>計画期間中の量の見込みは、地域子育て支援拠点事業（子育て相談所ぶんこ、つどいの広場クルクル）に対応（確保）が可能です。</p> <p>（量の見込みは、0～5歳の人口推計から、利用者数を推計）</p>				

■ 妊婦健康診査事業

(単位：人・回)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	人 数	174	166	162	154	149
	健 診 回 数	2,436	2,324	2,268	2,156	2,086
② 確保内容	人 数	174	166	162	154	149
	健 診 回 数	2,436	2,324	2,268	2,156	2,086
不足数 (① - ②)		0	0	0	0	0
確 保 方 策		計画期間中の量の見込みに対し、対応（確保）が可能です。 (量の見込みは、0歳人口推計値を用い推計)				

■ 乳児家庭全戸訪問事業

(単位：人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		174	166	162	154	149
② 確保内容		174	166	162	154	149
不足数 (① - ②)		0	0	0	0	0
確 保 方 策		計画期間中の量の見込みに対し、対応（確保）が可能です。 (量の見込みは、0歳人口推計値を用い推計)				

■ 養育支援訪問事業

(単位：人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保内容		0	0	0	0	0
不足数 (① - ②)		0	0	0	0	0
確 保 方 策		養育支援訪問事業の実施はありませんが、育児ストレス、産後うつなどの支援が必要な家庭に対して、保健師が訪問し指導助言を行っているところであり、今後、ニーズの把握に努め事業化を検討する。				

■ 子育て短期支援事業

(単位：人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み		0	0	0	0	0
② 確保内容		0	0	0	0	0
不足数 (① - ②)		0	0	0	0	0
確 保 方 策		子育て短期支援事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進める。				

■ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業） （単位：人）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0
② 確保内容	0	0	0	0	0
不足数（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策	ファミリー・サポート・センター事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進める。				

■ 幼稚園（私学助成）の預かり保育 （単位：人）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み(年・延)	15,261	14,867	14,923	14,303	13,628
② 確保内容(年・延)	17,119	17,119	17,119	17,119	17,119
不足数（①－②）	-1,858	-2,252	-2,196	-2,816	-3,491
確保方策	計画期間中の量の見込みに対し、対応（確保）が可能です。 （量の見込みは、幼稚園児数の推計から利用者数を推計）				

■ 一時預かり事業（認可保育所の一時的保育事業） （単位：人）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み(年・延)	104	101	99	95	91
② 確保内容(年・延)	140	140	140	140	140
不足数（①－②）	-36	-39	-41	-45	-49
確保方策	市立まつもと保育所で実施している一時保育です。 計画期間中の量の見込みに対しては、対応（確保）が可能となっておりますが、利用者の利便性も考慮し、他の保育所（園）での実施等、内容の充実について検討をします。 （量の見込みは、0～5歳の人口推計から、利用者数を推計）				

■ 時間外保育事業（認可保育所の延長保育事業） （単位：人）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み(日・実)	10	10	10	10	10
② 確保内容(日・実)	10	10	10	10	10
不足数（①－②）	0	0	0	0	0
確保方策	しらかば保育園で実施している延長保育です。 計画期間中の量の見込み（一日あたり最大受入人数）に対し、対応が可能となっております。 市立保育所についても、ニーズの把握に努め検討を進めます。 （量の見込みは、平成25年度の最大受入人数（10人/日）で推計）				

■ 病児保育事業

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み(年・延)	0	0	0	0	0
② 確保内容(年・延)	0	0	0	0	0
不足数(① - ②)	0	0	0	0	0
確保方策	病児保育事業の実施はありませんが、今後、ニーズの把握に努め検討を進める。				

■ 放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会・登録児童会)

(単位：人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
① 量の見込み	低学年(日・実)	265	270	265	268	277
	高学年(日・実)	25	40	47	51	50
② 確保内容	300	320	340	340	340	
不足数(① - ②)	-10	-10	-28	-21	-13	
確保方策	<p>放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会・登録児童会)は、小学校低学年の児童を対象(1~3年生)としていましたが、平成27年度から高学年までに対象範囲が拡大(1~6年生)されています。</p> <p>計画期間中の量の見込みは、留守家庭児童会及び登録児童会の受入定員で確保が可能です。</p> <p>今後も登録児童数の動向やニーズの把握に努め、必要に応じ対応を検討してまいります。</p> <p>(量の見込みは、小学校の児童数推計及び学年進行率から推計)</p>					

第7章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

根室市子ども・子育て支援事業計画は、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容や、関連する子育て支援施策について掲載いたしました。

計画の推進にあたっては、子ども・子育て支援に関する市民ニーズに添えていくため、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、多様化するニーズの把握に努めていきます。

2 計画の達成状況の点検・評価

本計画を実効性のあるものとして推進するためには、計画にもとづく各施策について達成状況の点検・評価をすることが必要です。

このため、子ども・子育て支援法に基づく「根室市子ども・子育て会議」のご意見や関係機関、また庁内関係部署などとも連携し、点検・評価するとともに必要に応じ改善を図るなど、計画の推進に取り組んでまいります。

<資料編>

○根室市子ども・子育て会議条例

○根室市子ども・子育て会議委員名簿

○根室市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

根室市子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日条例第27号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、根室市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

(委員及び任期等)

第4条 委員は、教育、保育、子ども・子育て支援事業等の関係者の中から市長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議は会長が招集する。

2 会長は、子ども・子育て会議の議長となる。

3 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第7条 子ども・子育て会議の委員には、根室市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年根室市条例第42号）の定めるところにより報酬及び費用弁償を支給する。

(委員以外の者の出席)

第8条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、子ども・子育て会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第9条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、総合政策部において処理する。

(補則)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月18日条例第4号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月22日条例第24号）

この条例は、公布の日から施行し、改定後の根室市子ども・子育て会議条例の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年6月21日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の根室市子ども・子育て会議条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

根室市子ども・子育て会議委員名簿

役職	氏名	所属団体等	分野
会長	山谷良雄	根室市小中学校校長会 厚床中学校校長	教育
副会長	宇井三喜子	特定非営利活動法人あいの手 副理事長	子ども子育て 支援事業
委員	遠藤優子	根室市町会連合会 常任理事	地域
委員	木根要	根室市民生委員児童委員協議会 主任児童 委員	社会福祉 (児童福祉)
委員	桑野純	歯舞地区保育センターみさき保育園父母 の会 副会長	保育
委員	佐藤隆	根室つくし幼稚園父母の会 会長	教育
委員	塩原加津子	社会福祉法人しらかば保育園 園長	保育
委員	柴田さおり	ビーンズ(子育てサークル) 代表	教育・保育
委員	下茂真由美	根室市保健推進員	健康推進
委員	東峰雅幸	根室市立まつもと保育所父母の会 会長	保育
委員	中下弘	根室商工会議所事務局長	企業
委員	能村英子	根室市放課後子どもプラン運営委員会 委員長	放課後児童
委員	濱田昭吾	根室市児童デイサービスセンター事業所 長	子ども子育て 支援事業
委員	濱屋正一	根室市青少年健全育成市民会議 会長	青少年育成
委員	平賀ひさ子	学校法人堀内学園睦の園幼稚園 園長	教育
委員	三ツ木正己	根室市PTA連合会 会長	教育

【平成27年3月19日現在(計画策定時)】

根室市子ども・子育て支援事業計画策定の経過

実 施 月 日	実 施 内 容
平成26年 1月16日	第1回根室市子ども・子育て会議 * 正副会長選任、会議設置の趣旨、支援事業計画の概要、今後スケジュール、子育て支援アンケートなど
平成26年 1月22日～ 平成26年 3月14日	根室市子ども・子育て支援アンケート実施 * 未就学児童と小学生の全家庭を対象にアンケート調査
平成26年 4月 1日～ 平成26年10月10日	アンケート集計・分析
平成26年10月14日	計画（たたき台）の作成・検討を開始
平成26年10月31日	アンケート調査集計報告書の作成
平成26年12月 2日	画策定の庁内関係部局会議 * 計画策定の概要・骨子（案）説明など
平成26年12月 4日	庁内関係部局との調整・協議（1回目）
平成26年12月 8日	第2回根室市子ども・子育て会議 * 子育てアンケート結果、計画骨子（案）、新制度の概要、条例制定・改正に関する説明など
平成26年12月12日	庁内関係部局との調整・協議（2回目）
平成27年 1月14日	庁内関係部局との調整・協議（3回目）
平成27年 2月10日	第3回根室市子ども・子育て会議 * 計画（素案）の説明と意見聴取など
平成27年 2月12日～ 平成27年 3月13日	計画（素案）パブリックコメント実施
平成27年 3月19日	第4回根室市子ども・子育て会議 * パブリックコメントの結果、計画（案）の最終意見聴取
平成27年 3月19日	根室市子ども・子育て支援事業計画完成

根室市子ども・子育て支援事業計画（沿革）

平成27年3月 発行

平成27年6月 一部修正

○組織機構改正に伴う担当課名の改正

平成28年1月 一部修正

○特定教育・保育施設の利用定員の変更に伴う「量の見込みと確保の内容」の改正

平成28年6月 一部修正

○特定教育・保育施設の利用定員の変更に伴う「確保の内容」の改正

平成30年2月 一部修正

○特定教育・保育施設及び認可外保育施設の利用定員の変更に伴う「確保の内容」の修正

○施策の目標1「地域における子育て支援」の実施施策の追加に伴う改正

平成30年6月 一部修正

○組織機構の見直しに伴う担当課名の改正

令和元年11月 一部修正

○組織機構の見直しに伴う担当課名の改正

根室市子ども・子育て支援事業計画

平成27年3月発行

発 行 根室市市民福祉部社会福祉課
(現：市民福祉部こども子育て課)

編 集 根室市総合政策部総合政策室
根室市常盤町2丁目27番地

電 話 0153-23-6111

f a x 0153-24-8692